

Mysurance の現状 2024

はじめに

平素より、Mysurance をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、ディスクロージャー誌「Mysurance の現状 2024」を作成しました。経営、商品・サービス、2023年度の決算内容などを説明しています。本誌が当社をご理解いただくうえで、皆さまのお役に立てれば幸いと存じます。



会社の概要 (2024年7月1日現在)

Mysurance はSOMPOグループの一員です。

名称	Mysurance株式会社
資本金	2,075百万円
株主	損害保険ジャパン株式会社(100%出資)
所在地	〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
登録番号	関東財務局(少額短期保険)第89号

主な沿革

2018年 7月	少額短期保険業の準備会社として設立
2018年 12月	資本金を250百万円から1,250百万円に増資
2019年 2月	少額短期保険業者登録
2019年 3月	「贈るほけん 地震のおまもり」販売開始
2019年 12月	「REWARD ほけん」販売開始
2020年 2月	「スマホ保険」販売開始
2020年 7月	「宿泊キャンセル保険」販売開始
2020年 12月	「旅行キャンセル保険」「フライト遅延保険」販売開始
2021年 3月	「Travel キャンセル保険」販売開始

2021年 3月	資本金を1,250百万円から1,625百万円に増資
2021年 8月	「Z-value」販売開始
2021年 10月	「修学旅行キャンセル保険」販売開始
2021年 11月	「デジタル完結型 家財保険」販売開始
2022年 3月	資本金を1,625百万円から2,075百万円に増資
2022年 3月	「コロナあんしん旅行保険」販売開始
2022年 7月	「スマート賃貸火災保険」販売開始
2023年 3月	累計契約件数 50 万件突破
2023年 9月	「海外旅行キャンセル保険」販売開始
2023年 12月	イタンジの入居申込システムと連携した、火災保険の手続きをワンクリックで入居者に依頼できるサービスの提供開始
2024年 4月	「愛車 PROTECT トヨタのミニ車両保険」の全国展開 *2023年8月~一部販売店で先行販売
2024年 5月	累計契約件数100万件突破

既に使い慣らされた感もある表現ですが、私たちを取り巻く環境は急激に変化し続けています。記録的な自然災害の発生、想像を超えたパンデミック、深刻化する地政学リスク、日本における少子化・人口減少、繰り返される技術革新など枚挙に暇がありません。また、これらの変化が私たちの生活様式や価値観に多大な影響を与えていることも論を俟ちません。

遡ること約5年前の2019年3月。このような変化を的確に捉え、従来の常識に縛られない挑戦をするために、私たち Mysurance (マイシュアランス) は誕生しました。

「デジタルの力で保険をもっとわかりやすくシンプルで、簡単なものにできないか。」

「身近なちょっとした不安を、いつの間にか解決することができないか。」

「今までの保険の『できない』を『できる』に変えたい。」

これらは創業から現在に至るまで、決して変わることはない私たちの一貫した想いです。

これまで、スマホ保険、Travel キャンセル保険、スマート賃貸火災保険など、保険の加入手続きから保険金請求までWEB上で完結できる商品を、インターネット広告やSNSなどを利用したデジタルマーケティングで販売してきました。

また、プラットフォームをはじめとしたさまざまな企業が提供する商品やサービスに保険を組み込むことや、他企業のブランド名で商品を提供することなど、従来にない考え方や手法で保険商品を世の中に提供してきました。

その結果、2023年3月の累計契約件数50万件に続き、2024年5月には100万件を突破することになりました。これもひとえに私たちの商品やサービスを日頃から支持していただいているお客さまをはじめとする全ての関係者の皆さまのおかげであり、心から感謝申し上げます。

今後も、常にお客様を中心に、情熱を持って考え抜き、俊敏に迅速にチーム一丸でイノベーションに挑むことで、変革の時代をただ受け入れるのではなく、新たな機会を創出していきます。

引き続き、Mysurance の Mission である「保険に新しい価値を」「お客さまに新しい体験を」「そして、世の中をもっとスマートに」を実現できるよう鋭意努めてまいりますので、皆さまの変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

Mysurance 株式会社
代表取締役社長 桐山 正弘

目 次

経営について	6
1. MISSION・VISION・VALUE	
2. 当社メンバーの想い	
3. 事業の概況	
4. 内部統制基本方針	
5. リスク管理体制	
6. 資産運用	
7. お客さま本位の業務運営方針	
8. 勧誘方針	
9. コンプライアンス	
10. お客さま情報の保護	
11. 反社会的勢力への対応	
12. お客さまの声対応	
13. 指定紛争解決機関	
商品・サービスについて	21
1. 保険の仕組み	
2. 主な取扱商品	
業績データ	32
1. 直近の事業年度における業務の状況	
2. 計算書類	
3. ソルベンシー・マージン比率	
4. 時価情報等	
コーポレートデータ	47
1. 当社の組織	
2. 株主・株式の状況	
3. 役員の状況	

1. MISSION・VISION・VALUE

MISSION

保険に新しい価値を。お客さまに新しい体験を。

そして、世の中をもっとスマートに。

デジタルの力で保険をもっとわかりやすくシンプルに、簡単なものにできないか。

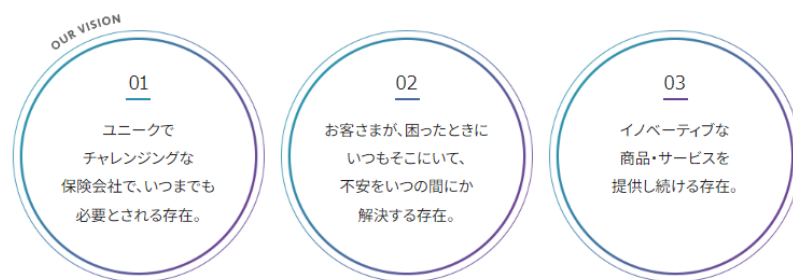
身近なちょっとした不安を、いつの間にか解決できないか。

より快適に暮らすことのできる社会の実現を後押しできないか。

今までの保険の「できない」を「できる」に。

MYSURANCEは、保険の新しい体験と価値を創造していきます。

VISION



VALUE

- Customer centric
- Think with passion
- Speed and agility
- As One team
- Challenge for innovation
- 常にお客様を中心に考え、
- 情熱をもって考え抜き
- 俊敏に、迅速に
- チーム一丸で
- イノベーションに挑み続ける

2. 当社メンバーの想い

～メンバー全員で保険の新たな体験と価値を創り出す～

当社は、保険の新しい体験と価値を創造すべく開業以来チャレンジを続けています。

まるでLINEでスタンプを送るような感覚で保険を友人や家族に送る（贈る）もの、企業がその顧客に補償をプレゼントするための専用の保険（例：ゴルフ場予約サイトを運営する企業が、予約されたユーザーにホールインワン保険をプレゼント）、搭乗予定の飛行機が遅延して途方に暮れたときに即座に自動で保険金が受け取れる保険、旅行予約と連動し簡単な手続きで加入できるキャンセル料を補償する保険、自動車保険の等級に影響しないミニ車両保険など、新たな体験と価値を提供する保険をこれまでに多数創り出してきました。

当社メンバーは全員が商品開発担当者であり、お客さま対応の責任者でもあるという想いのもと、保険にご加入されるとき、ご加入されたあと、お問い合わせのとき、保険金を受け取られるとき、あらゆる場面で「新たな」そして「快適な」体験をお客さまに提供できるよう、メンバー全員で商品・サービスのアイデアを考え、研ぎ澄まし、またデジタルを活用して、どの会社よりもスピーディーに商品化していきます。

（注）上記には、現在販売を停止している保険商品を含みます。

3. 事業の概況

(1) 事業の内容

2023年度は“新しい体験”“新しい価値”の提供として、新車購入者と販売店の相互扶助により車両の損害を補償する日本初の保険制度である「愛車 PROTECT トヨタのミニ車両保険」を8月から一部販売店で先行販売し、その後、2024年4月に全国展開しました。

また2022年度に引き続き「Travel キャンセル保険」の販売が好調であったことに加えて、海外旅行を補償の対象とする「海外旅行キャンセル保険」を9月に販売を開始、順調な滑り出しとなったことで、費用・利益保険の販売件数が増加しました。

火災保険においても、従前から販売している賃貸住宅入居時に必要な保証契約と火災保険契約をスマホで同時に申し込みができる「Z-value」が順調に件数を伸ばすとともに、家財の補償と損保ジャパンが提供する個人賠償責任補償がセットされたデジタル完結型の「スマート賃貸火災保険」もデジタル・マーケティングの活用により拡販を遂げました。さらに不動産賃貸取引プラットフォームであるイタンジ株式会社の「申込受付くん」とシステム連携して不動産管理会社および入居者にとって快適な手続きを提供する「ネットで賃貸火災保険」を12月に販売開始いたしました。

これらの結果、2023年度の新規契約件数は、475,296件と、前年度から約9万件増加いたしました。

(2) 2023年度業績

保険料等収入は1,171,232千円、その他経常収益は89,449千円となり、その結果、経常収益は1,260,681千円となりました。一方、保険金等支払金と責任準備金等繰入額に事業費及びその他経常費用を加えた経常費用は1,617,884千円となり、その結果、経常損失は△357,203千円となりました。

これらの結果、当期純損失は△266,874千円となり、2023年度末の利益剰余金は△3,348,700千円、純資産額は801,299千円となりました。

(3) 今後の取組み

当社は、お客さまの嗜好や行動変化に対応するため、デジタル技術を最大限活用した新商品の開発に努めるとともに、先進的な企業とのアライアンスや各種のマーケティング活動により商品を広くお客さまに届けることで更なる増収を図り、経営の安定化に向けて取り組んでまいります。

<主要指標>

項目	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	190,810千円	715,810千円	1,260,681千円
経常利益	△ 652,467千円	△ 431,541千円	△ 357,203千円
当期純利益	△ 656,904千円	△ 324,533千円	△ 266,874千円
正味収入保険料	171,839千円	618,481千円	716,299千円
総資産	1,485,562千円	1,258,464千円	1,185,487千円
純資産額	1,392,707千円	1,068,173千円	801,299千円
保険業法上の純資産額※	1,400,043千円	1,094,076千円	848,727千円
責任準備金残高	29,353千円	89,965千円	165,124千円
資本金 (発行済株式の総数：株)	2,075,000千円 4,150株	2,075,000千円 4,150株	2,075,000千円 4,150株
ソルベンシー・マージン比率	8,606.4%	2,098.9%	1,432.3%
配当性向	—	—	—
従業員数	21人	22人	21人
有価証券残高	—	—	—

※ 保険業法上の純資産額とは、保険業法施行規則第211条の8第1項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金および価格変動準備金の額を加えたものをいいます。

4. 内部統制基本方針

当社は、「内部統制基本方針」に基づき、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に努めています。

■内部統制基本方針

当社は、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、関連諸法令およびSOMPOホールディングス株式会社の定めるグループ経営理念等を踏まえ、この基本方針を取締役会において決議します。

なお、当社はこの基本方針に基づく統制状況を適切に把握および検証し、以下に定める体制を整備し、その充実に努めます。

1. 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社ならびにその親会社およびグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制を次のとおり整備します。

- (1) グループ経営理念、SOMPOのパーパス、人材コア・バリュー、グループサステナビリティビジョンを当社に示します。
- (2) 当社の親会社である損害保険ジャパン株式会社との間で締結する経営管理契約に従い、同社に対して適切に承認を求めるとともに、報告を行います。
- (3) 経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、取締役への的確な情報提供等を通じて経営議論の活性化を図ります。
- (4) 「SOMPOグループ グループ内取引管理基本方針」に従い、グループ内における取引等を適切に把握および審査し、当該取引等の公正性および健全性を確保します。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役、執行役員および使用人（以下「役職員」といいます。）の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) 当社において、取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。
- (2) 「SOMPOグループ コンプライアンス基本方針」に従い、コンプライアンス体制の整備を図るとともに、役職員が「SOMPOグループ コンプライアンス行動規範」を遵守して行動するよう当社の役職員の行動基準となるコンプライアンスに関するマニュアルを整備し、これらの周知徹底を図り、これらに基づく教育および研修を継続して実施します。
- (3) コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス上の課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理します。
- (4) 当社において、不祥事件等に係る社内報告、調査、内部通報等の各種制度を整備し、不祥事件等の是正、届出、再発防止等の対応を的確に行います。
- (5) 「SOMPOグループ お客様の声対応基本方針」に従い、お客様の声を積極的に分析し業務品質の向上に活用するなど、実効性のあるお客様の声対応体制を構築します。
- (6) 「SOMPOグループ お客様サービス適正管理基本方針」に従い、お客様に提供する商品サービスの品質・維持・向上に努めるなど、お客様サービスの適正を確保する体制を構築します。
- (7) 「SOMPOグループ 顧客情報管理基本方針」に従い、お客様の情報を適正に取得・利用するなど、

お客様の情報の管理を適切に行います。

- (8) 「SOMPOグループ セキュリティポリシー」に従い、情報資産のセキュリティを確保するために講じべき基本的な事項を明らかにするなど、情報資産に関する適切な管理体制を整備します。
- (9) 「SOMPOグループ 利益相反取引管理基本方針」に従い、お客様の利益が不当に害されるおそれが典型的に認められる取引を管理するなど、お客様の利益を不当に害する利益相反取引を防止する体制を整備します。
- (10) 「SOMPOグループ 反社会的勢力対応基本方針」に従い、反社会的勢力からの不当要求の拒絶および関係遮断に向けて、外部の専門機関とも連携し、組織として毅然と対応するなど、反社会的勢力への対応体制を整備します。

3. 損失の危険の管理に関する体制

当社は、「SOMPOグループ ERM基本方針」に従い、不測の損失を極小化するため、次のとおりリスク管理体制を整備します。

- (1) リスク管理規程を定め、当社の業務の遂行に係る重要な事項についてリスク管理を行います。
- (2) 各種リスクを管理するリスク所管部門を設置し、リスクの特性・状況に応じて適切なリスク管理を行います。
- (3) リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、当社のリスク管理に関する重要な事項等について審議し、当社のリスク管理態勢の構築・整備の推進を図ります。

4. 職務の執行が効率的かつ的確に行われることを確保するための体制

当社は、当社の役職員の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立、ならびに経営資源の有効活用を行います。

- (1) SOMPOホールディングス株式会社が定めるグループの経営計画に基づき自社の経営計画を策定するとともに、これらを当社で共有します。
- (2) 当社の重要な業務執行に関する事項について経営会議で協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。
- (3) 当社において、取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにするとともに、これに整合するよう執行役員等の決裁権限を定めます。
- (4) 当社において、規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。
- (5) 「SOMPOグループ IT戦略基本方針」に従い、

IT戦略を策定し、ITガバナンスを整備するなど、信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するための的確かつ正確なシステムを構築します。

- (6) 「SOMPOグループ 外部委託管理基本方針」に従い、外部委託開始から委託解除までのプロセスに応じて外部委託に関する管理を行うなど、当社における外部委託に伴う業務の適正を確保します。
- (7) 「SOMPOグループ 資産運用基本方針」に従い、当社の運用資金の性格を勘案し安全性・流動性・収益性を踏まえるなど、リスク管理に十分に留意した資産運用を行います。
- (8) 「SOMPOグループ 業務継続体制構築基本方針」に従い、大規模自然災害等の危機発生時における当社の主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備するなど、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。
- (9) 課題別に専門的・技術的な観点から審議を行うために経営会議の諮問機関として課題別委員会を設置します。

5. 財務の健全性および財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務の健全性を確保するための管理体制を整備します。
- (2) 当社は、「SOMPOグループ 財務報告に係る内部統制基本方針」に従い、当社の財務報告の適正性および信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備・運用および評価に関する枠組みを定め、必要な体制を整備します。

6. 情報開示の適切性を確保するための体制

当社は、「SOMPOグループ ディスクロージャー基本方針」に従い、法令等に基づく開示の統括部署を設置し、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備します。

7. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、当社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、当社において、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

8. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、内部監査の実効性を確保するため、「SOMPOグループ 内部監査基本方針」に従い、内部監査に関する独立性の確保、規程の制定、計画の策定等の事項を明確にし、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備します。

9. 監査役の監査に関する体制

当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、以下の体制を整備します。

9-1. 監査役への報告に関する体制

- (1) 当社は、監査役会の同意のもと、役職員が監査役に報告すべき事項（職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を含みます。）および時期を定めることとし、役職員は、この定めに基づく報告、その他監査役の要請する報告を確実にを行います。
- (2) 当社は、役職員が監査役に報告を行ったことを理由として、役職員に対して不利益な取扱いをしないこととします。なお、グループ会社の役職員についても同様とします。
- (3) 監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。

9-2. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べることができるものとします。
- (2) 監査役が、取締役、執行役員、内部監査部門、会計監査人およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。また、役職員は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行います。
- (3) 重要な会議の議事録その他の重要書類等（電磁的記録を含みます。）の閲覧について、監査役の求めに応じて対応します。
- (4) 監査役の求めに応じて、監査役とグループ会社の監査役との連携およびグループ会社の役職員からの情報収集の機会を確保します。
- (5) 内部監査部門は、監査役からの求めに応じて、監査役の監査に協力します。
- (6) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、監査役の求めに応じて適切に処理します。
- (7) 監査役が各部に立ち入って監査を行う場合、その他監査役が協力を求める場合（SOMPOホールディングス株式会社の監査等委員会委員が協力を求める場合を含みます。）は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力します。

5. リスク管理体制

■リスク管理体制

当社は、リスク管理を最重要課題のひとつとして捉え、当社が直面するリスクに適切に対応し、健全な経営と効率性・収益性の確保を行うために、保険引受リスク等をはじめとして、これらを支えるオペレーショナルリスク（事務・システム）、資産運用リスク、流動性リスク等の管理に重点的に取り組んでおります。

そこで、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、想定されるリスクを洗い出し、それらリスクの管理手法の検討と対策の実施状況について分析、審議、検討、及び必要な決定を行う態勢としています。

■再保険

当社は、過大なリスクを保有することで経営の安定を阻害することがないように、保有責任額が一定額を超えた場合に保険責任の一定割合を再保険として移転いたします。再保険を付すことによって、巨大災害と想定される大規模地震や巨大台風による風水災などの際にも、当社が自ら負担する支払責任額を、資本金に比較して十分に低い額にコントロールいたします。

6. 資産運用

少額短期保険業者の資産運用については、保険業法において内閣府令で定める銀行等への預金や国債等に準ずる有価証券等以外への投資を行えないこととなっているうえ、財務の健全性の観点を踏まえて、当社では預金等の安全資産に限定した運用を行うこととしております。

7. お客さま本位の業務運営方針

当社は、徹底したお客さま視点に基づくお客さま本位の業務運営を実現し、「お客さまが、困ったときに、いつもそこにおいて、不安をいつの間にか解決する存在」であり続けることを目指しています。

方針1. お客さまへの新しい体験の提供

当社は、常にお客さまを中心に考え、情熱をもって考え抜くことで、保険に新しい価値を生み出し、お客さまに新しい体験を提供し続けてまいります。

方針2. お客さまの声を経営に活かす取組み

当社は、お客さまの声を真摯に受け止め、誠実、迅速かつ適切に対応するとともに、お客さま視点で自らの業務を捉え直すことで、事業活動の品質向上に活かしてまいります。

方針3. お客さまのライフスタイルの変化に対応した新しい商品・サービスの開発

当社は、多様化するお客さまニーズや社会・経済等の環境変化を的確に捉え、お客さまのリスクに対応する保険商品・サービスの開発に努めてまいります。

方針4. 重要な情報の分かりやすい提供

当社は、お客さまがご自身のご意向に沿った保険商品・サービスを選択することができるよう、商品内容やリスク内容等の重要な情報につき、お客さまの立場に立って、分かりやすく丁寧に提供してまいります。

方針5. 利益相反の適切な管理

当社は、お客さまとの利益相反のおそれのある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、適切に管理する態勢を構築してまいります。

方針6. 企業としての社会的責任を果たす取組み

企業としての社会的責任を果たすべく、「グループサステナビリティビジョン」に則り、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた社会的課題の解決に資する取組みを行ってまいります。

方針7. お客さま視点の業務運営の定着

当社は、すべての社員および商品の募集を委託する保険代理店・保険募集人に対する継続的な教育・指導を行うとともに、お客さま視点での業務運営の動機付けを図る枠組みを構築し、本方針の定着に向けて取り組んでまいります。

<主な取り組み内容>

お客さま本位の業務運営の浸透・定着に向けて、各方針に定める取組を進めてきました。
取組内容の詳細は、当社公式ウェブサイト「お客さま本位の業務運営方針」をご覧ください。
URL：<https://www.mysurance.co.jp/fiduciaryduty/>

8. 勧誘方針

当社は、お客さまへの販売・勧誘にあたって「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、勧誘方針を次のとおり定め、保険商品の適正な販売活動に努めます。

1. 保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守してまいります。
2. お客さまの保険商品に関する知識、保険商品の購入目的等を総合的に勘案し、創意工夫したうえで商品内容等の適切な説明を行ってまいります。
3. 販売・勧誘活動にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯や方法等について十分に配慮してまいります。
4. 万が一保険事故が発生した場合におきましては、迅速かつ適正な保険金のお支払いに努力してまいります。
5. お客さまの様々なご意見等の収集に努め、お寄せいただいたご意見を商品・サービス等の向上に活かしてまいります。

9. コンプライアンス

■コンプライアンス（法令等遵守）

企業は社会的存在として社会・公共の利益に貢献するという重要な役割を担っています。また、少額短期保険業者には高い公共性が求められ、公正・公平・透明性のある事業活動を通じて社会の期待と信頼にこたえていく必要があります。当社は、コンプライアンスをすべての事業展開の大前提ととらえ、お客さまや地域社会をはじめとしたステークホルダーの皆さまに信頼される企業になることを目指して、社会規範および企業倫理に則った行動を心がけています。

■コンプライアンス基本方針

当社およびグループ会社は、「SOMPO グループ コンプライアンス基本方針」に基づき、各事業の高い公共的使命および社会的責任を常に認識し、法令等のルールや社会規範および企業倫理に則った適正な企業活動を通じて、お客さまに最高品質の安心とサービスを提供し、社会から信頼される企業グループを目指します。

■コンプライアンス態勢

当社は、コンプライアンスの徹底のため、「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する基本方針や毎年度の実践計画であるコンプライアンス・プログラムの策定、コンプライアンス・プログラムの実施状況の点検・監視を行っています。

また、各部門長をコンプライアンス推進責任者に任命し、コンプライアンス研修の実施等、部門内のコンプライアンスの徹底を図っております。

なお、役職員のコンプライアンスに関する専用相談窓口として、社内および社外にコンプライアンスホットラインを設置し、メール等での相談を受け付け、問題解決に取り組んでいます。

SOMPOグループ コンプライアンス基本方針

1. 業務方針

当社グループは、次の方針に基づいて法令等を遵守し、社会規範および企業倫理に則った企業活動を実現します。

(1) コンプライアンスを事業運営の大前提とします

コンプライアンスを軽視して得た利益に持続可能性がないことを深く認識し、コンプライアンスを事業運営の大前提とします。

(2) 役職員のコンプライアンス意識を醸成・高揚します

役職員が法令等を遵守し、社会規範および企業倫理に則った行動をとるよう、コンプライアンスを重視する意識を醸成・高揚します。

(3) コンプライアンスの徹底に向けて計画的に取り組みます

コンプライアンスの徹底には継続的で不断的努力が必要であることを深く認識し、その実現に向けて計画的に取り組みます。

(4) 問題を早期に把握し、迅速に対応します

事業運営に伴うコンプライアンス上の問題の発生に備えて、早期に把握する体制を整備し、問題が発生したときは迅速かつ適切に対応します。

2. 業務内容および執行体制

(1) 役職員のコンプライアンス意識の高揚

当社グループの役職員がコンプライアンスの重要性を理解し、それを重視した行動をとることを促進するため、次の措置を講じます。

- ①当社グループの役職員は、「SOMPOグループ コンプライアンス行動規範」に則り、当該規範を遵守します。
- ②当社グループは、経営陣がコンプライアンスを重視する姿勢を表明する機会を設けるように努めます。
- ③当社グループは、役職員に対するコンプライアンスに係る教育・研修を体系的に実施します。

(2) コンプライアンスを確保する業務管理

当社グループは、その業務の遂行に際して法令等違反の発生を防止するためのルールや手順を設定するなど、各業務に係る規程・マニュアル類を整備します。

(3) コンプライアンスに関するモニタリング

当社グループは、その本社機構および営業拠点の法令等遵守の状況を継続的に監視する措置を講じます。

(4) 発生したコンプライアンス問題への対応

当社グループは、コンプライアンスに関する問題事象が発生した場合に速やかに対応すべく次の措置を講じます。

①問題事象の早期把握のために社内報告制度、内部通報制度などの情報収集制度を整備します。

②把握した問題事象に適切に対応するために事実関係の調査、問題の解決、再発防止措置の実行に関する事項を定めた規程・マニュアル類を整備します。

③経営に重大な影響を及ぼす問題事象が発生した場合は、速やかに取締役会等で対応方針を決定し、必要な対策を講じます。

(5) コンプライアンスに係る計画的な取り組み

当社グループは、事業年度毎に、コンプライアンスに係る取り組みを計画的に実施するため、次の措置を講じます。

- ①SOMPOホールディングスは、グループ各社による計画的な取り組みを推進するために「年度グループ コンプライアンス推進方針」を事業年度毎に策定します。
- ②当社グループは、「年度グループ コンプライアンス推進方針」の定めるところにより、コンプライアンス上の課題を設定し、その課題を解決・実現するための施策を列挙した行動計画（コンプライアンス・プログラム）を事業年度毎に策定し、実施します。
- ③SOMPOホールディングスは、グループ各社による行動計画の策定および進捗を管理し、必要に応じて支援・指導・指示を行います。

(6) コンプライアンス推進組織

当社グループは、コンプライアンスを推進するため、次の体制を整備します。

- ①役員クラスをメンバーとする会議体において、計画の承認・進捗管理、法令等遵守に係るモニタリング制度の管理、発生した問題事象への対応状況の管理などを審議します。
- ②コンプライアンス統括部門を設置し、問題事象の発生などのコンプライアンス関連情報の一元的な収集・分析、行動計画の策定・実行、法令等遵守に係るモニタリングの実行、発生した問題事象への対応などを所管します。
- ③業務部門および営業拠点等にコンプライアンス担当者を配置し、当該部署におけるコンプライアンス関連情報の収集と統括部門への報告を行います。

(7) コンプライアンス基本方針実務要領

SOMPOホールディングスは、この基本方針に沿って、事業特性等に応じてグループ各社に態勢整備を求める事項等を記載した「コンプライアンス基本方針実務要領」を必要に応じて策定し、グループ各社はこれを遵守します。

10. お客さま情報の保護

当社は個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護の方針として「個人情報保護宣言」を策定し、これにしたがって、お客さまに関する情報を適正に取り扱うための取組みをしています。

■個人情報保護宣言

基本的な考え方

Mysurance 株式会社（以下「当社」といいます）は、SOMPOグループの一員として、「SOMPOグループプライバシー・ポリシー」のもと、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」その他の関係法令、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」その他のガイドラインおよび一般社団法人日本少額短期保険協会の「個人情報保護方針」等（以上を以下「関連法令等」と総称します。）を遵守して、お客さまの個人情報の保護に努めてまいります。この保護宣言における「個人情報」等の概念は、別段の定めがある場合を除き、関連法令等が定めるものをいいます。

1. 当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段によりお客さまの個人情報を取得します。また、法令で例外とされる場合を除き、お客さまの個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で取り扱います。
2. 当社は、法令で例外とされる場合を除き、お客さまご本人の同意なくお客さまのセンシティブ情報（労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報をいいますが、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号もしくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかかなものを除きます。）および要配慮個人情報を取得すること、個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。）を第三者に提供することはありません。なお、個人番号および特定個人情報については、法令に定める場合を除き、収集、保管、提供することはありません。
3. 当社は、SOMPOグループの経営管理およびお客さまへの商品・サービスの案内・提供等のため、グループ内でお客さまの個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。）を共同利用することがあります。
4. 当社は、お客さまの個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、お客さまの個人データの取扱いを委託する場合は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
5. 当社は、お客さまの個人データの取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底します。また、個人情報保護のための管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。
6. 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示、訂正等のお客さまからの請求に適切に対応します。

Mysurance 株式会社

住所および代表者の氏名については、以下の会社概要をご覧ください。

<https://www.mysurance.co.jp/about>

※なお、個人情報の利用目的などの詳細については、「個人情報の取扱い」をご覧ください。

※個人番号および特定個人情報の取扱いについては「特定個人情報の取扱い」をご覧ください。

※開示等の手続については、「開示等請求の手続き」をご覧ください。

お問い合わせ窓口

Mysurance 株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

E-mail : sys_cc@mysurance.co.jp

個人情報の取扱い

当社における個人情報の取扱いは、以下のとおりです。※本取扱いにおける「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。個人番号および特定個人情報の取扱いについては、「特定個人情報の取扱い」が適用されます。

1. 個人情報の適正な取得

当社は、法令で例外とされる場合を除き、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段によりお客さまの個人情報を取得します。当社では、例えば、以下のような方法で個人情報を取得することがあります。

（取得方法の例）

- 保険契約の申し込み、保険金請求、保険料のお見積り、保険商品の資料請求、アンケート等の際にお客さまにWeb等の画面へご入力いただくことやご提出いただく書類などにより取得する場合
- コンタクトセンターにいただくお問い合わせへ対応するためにお電話やメール等の内容を記録または録音する場合など

当社は取得した個人情報を、利用目的の達成に必要な期間、または法令により要求・許容される期間、保管します。

2. 個人情報・保有個人データの利用目的

当社は、取得した個人情報を以下（1）から（3）および5. に掲げる目的（保有個人データの利用目的も同様です。）に必要な範囲で適法かつ公正に利用し、法令で例外とされる場合を除き、目的外には利用しません。また、当社は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に依りて利用目的を限定するよう努めます。

変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、当社公式ウェブサイト等により公表します。

（1）保険業

- 保険契約の引受、維持管理、更新
- 保険金請求に関する保険事故の調査（関係先への照会等を含みます。）
- 保険金等の支払いの判断・手続

- ・委託先（代理店を含む）のサービスの案内・提供
- ・当社業務・商品・サービスに関する情報提供、運営管理および商品・サービスの充実
- ・当社が有する債権の回収
- ・当社又は当社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- ・市場調査並びにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発
- ・当社社員の採用、販売基盤（代理店等）の新設・維持管理
- ・問い合わせ・依頼等への対応
- ・再保険契約の締結や再保険金、共同保険金等の受領、およびそれらのために引受保険会社等に個人情報の提供を行うこと（引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます。）

(2) 損害保険代理業

- ・損害保険契約の代理または媒介およびそれに付帯するサービスの提供

(3) 各事業共通

- ・当社が取り扱う商品および各種サービスの案内または提供、代理、媒介、取次、管理
- ・SOMPOグループ各社、提携先企業等が取り扱う商品・サービス等の案内、提供、管理
- ・各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- ・アンケートの実施や市場調査、データ分析の実施等ならびにそれらによる商品・サービスの開発・研究
- ・ご本人かどうかの確認
- ・お問い合わせ、ご意見等への対応
- ・当社が有する債権の回収
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先等への提供
- ・当社職員の採用、上記商品・サービスに関する販売基盤の新設、維持管理
- ・他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務の適切な遂行

(4) 電話対応一通話録音

- ・お問い合わせ、ご相談内容、ご契約内容等の事実確認
- ・ご案内、資料発送等のサービス提供を正確に行うためのご連絡先の確認
- ・電話対応を含む業務品質向上にむけた研修やデータ分析の実施等への活用

(5) その他

- ・その他、上記（1）から（4）に関連・付随する業務並びにお客さまとのお取引及び当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3. 第三者への提供および第三者からの取得

(1) 当社は、以下の場合を除き、お客さまご本人の同意なくお客さまの情報を第三者に提供することはありません。

- ・法令で例外とされる場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・SOMPOグループ各社・提携先企業との間で共同利用を行う場合
- ・少額短期保険会社等との間で共同利用を行う場合

(2) 当社は、法令で例外とされる場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第

三者から取得する場合（個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます）には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

4. 個人関連情報の第三者への提供

当社は、法令で例外とされる場合を除き、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限ります。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定される場合は、当該第三者において当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することを認める旨の同意が得られていることを確認することをしないで、当該情報を提供しません。当社は、法令で例外とされる場合を除き、前項の確認に基づき個人関連情報を第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人関連情報を提供したか、どのように第三者がご本人の同意を得たか等）について確認・記録します。

5. 個人データの取扱いの委託

当社は利用目的の達成に必要な範囲において、お客さまの個人データの取扱いを国内外の他の事業者へ委託することがあります。お客さまの個人データの取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。当社では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

（委託する業務の例）

- ・保険契約の募集に関わる業務
- ・損害調査に関する業務
- ・情報システムの開発・運用に関わる業務 など

6. 個人データの共同利用

(1) 情報交換制度等

①少額短期保険協会および少額短期保険業者等

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者各社および特定の損害保険会社とともに、お支払の判断または保険契約の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払時情報交換制度」に基づき、各少額短期保険業者等の保有する保険契約等に関する情報を共同して利用しております。

詳細につきましては少額短期保険協会のホームページをご覧ください。

■一般社団法人 日本少額短期保険協会

<http://www.shougakutanki.jp/general/>

(2) グループ会社との間の共同利用

①SOMPOグループでは、SOMPOホールディングス株式会社（以下「SOMPOホールディングス」といいます。）によるグループ会社の経営管理業務および共通・重複業務の遂行のために、グループ各社間で、以下のとおり、個人データを共同利用することがあります。

A. 個人データの項目

〈A〉SOMPOグループ各社が保有する株主の皆さまの個人データ：

氏名、住所、株式数等に関する情報

〈B〉SOMPOグループが保有する個人データ：

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、SOMPOグループ各社とのお取引に関する情報

お取引にかかわらず、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、お問合せ内容など、お客さまがHPでの見積り試算や、コールセンターへのお問合せなど対面・電話・WEB・電子メール・アプリ、第三者提供等の手段を含みSOMPOグループ各社が取得した情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲

SOMPOホールディングス、その子会社および関連会社（※）

※財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される子会社および同条・第5項に定義される関連会社をいいます。

該当するグループ会社の範囲は以下のリンクをご参照ください。

https://www.sompo-hd.com/group/group_list/

C. 個人データ管理責任者

当該個人データを取り扱う各共同利用者

当社の住所、代表者名については、以下のリンクをご参照ください。

<https://www.mysurance.co.jp/about>

SOMPOグループ各社の住所・代表者名については、該当する会社のホームページ等をご参照ください。

②SOMPOグループでは、当社またはグループ各社が取り扱う商品・サービス等の企画、開発、調査および分析ならびにお客さまへのご案内・ご提供およびその判断のために、グループ各社間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目

- ・氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、お問合せ内容、アプリ等サービスの利用内容、位置情報、名刺情報（会社名、部署名、肩書き等を含む名刺から読み取れる情報）、その他契約申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、SOMPOグループ各社とのお取引に関する情報
- ・お取引に関わらず、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、お問合せ内容など、お客さまがHPでの見積り試算や、コールセンターへのお問合せなどによってSOMPOグループ各社にご提供いただいた情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲

SOMPOホールディングス、その子会社および関連会社（※）

※財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される子会社及び同条・第5項に定義される関連会社をいいます。

該当するグループ会社の範囲は以下のリンクをご参照ください。

https://www.sompo-hd.com/group/group_list/

C. 個人データ管理責任者

当該個人データを取り扱う各共同利用者

当社の住所、代表者名については、以下のリンクをご参照ください。

<https://www.mysurance.co.jp/about>

SOMPOグループ各社の住所・代表者名については、該当する会社のホームページ等をご参照ください。

③SOMPOグループでは、少額短期保険代理店等およびその従業員の監督、管理、指導、教育のために、SOMPOホールディングスおよびSOMPOグループ各国内保険会社との間で、以下のとおり、少額短期保険代理店

等の従業員に関する個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目

SOMPOグループ各国内保険会社が保有する氏名、住所、生年月日、少額短期保険代理店等またはその従業員の登録申請および届出に関する事項、その他少額短期保険代理店等またはその従業員の管理のための情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲

SOMPOホールディングスおよびSOMPOグループの国内保険会社

該当するグループ国内保険会社は以下のリンクをご参照ください。

https://www.sompo-hd.com/group/group_list/

C. 個人データ管理責任者

当該個人データを取り扱う各共同利用者

当社の住所および代表者の氏名については、以下のリンクをご覧ください。

<https://www.mysurance.co.jp/about>

SOMPOグループ各社の住所・代表者名については、該当する会社のホームページ等をご参照ください。

(3) 提携先企業との間の共同利用

現時点で共同利用を行う企業はありません。

7. センシティブ情報の取扱い

当社は、センシティブ情報について、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・相続手続きを伴う保険金支払い事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- ・学術研究目的の場合（個人情報保護法第20条第2項第6号に掲げる場合にセンシティブ情報を取得する場合、個人情報保護法第18条第3項第6号に掲げる場合にセンシティブ情報を利用する場合、または個人情報保護法第27条第1項第7号に掲げる場合にセンシティブ情報を第三者提供する場合）

8. 仮名加工情報の取扱い

(1) 仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと

- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること

(2) 仮名加工情報の利用目的

当社は、仮名加工情報の利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的をできる限り特定し、それが仮名加工情報に係るものであることを明確にしたうえで、公表します。

9. 匿名加工情報の取扱い

(1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令で定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

10. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等および第三者提供記録の開示

お客さまは、ご自身の保有個人データの開示、訂正、消去、利用停止等および第三者提供記録の開示を当社に求めることができます。個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、「開示等請求の手続き」に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人または代理人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として当社が定める方法のうちご本人が請求した方法により回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

※開示、訂正等の手続きの詳細については、「開示等請求の手続き」をご覧ください。

11. 業務委託に伴う外国における情報の取扱い

当社は、個人データの取扱いを海外にある外部に委託する場合等個人情報保護法第28条第1項において「個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者」へ、個人データを提供するにあたっては、以下の安全管理措置を講じるとともに、個人情報保護法で求められる、提供先における個人データの安全管理措置に相当する措置（以下、相当措置といえます）を義務付ける契約を提供先との間で締結するなどしています。

(1) 以下の項目について年に1回、定期的に書面等により確認を行っています。

- ① 移転先の第三者による相当措置の実施状況
- ② 移転先の第三者の所在する外国における相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無

(2) 相当措置の実施に支障が生じた際には、是正を求め、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、当該個人データの提供を停止します。

(3) 委託契約では、委託契約の範囲内で個人データを取り扱う旨、必要かつ適切な安全管理措置を講じる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託が必要な場合の事前承諾、個人データの第三者提供の禁止等を定めています。

(4) 海外にある外部への個人データの取扱いの委託に関するご質問については、お問い合わせ窓口までご連絡ください。

12. 安全管理の取組み

当社は、個人データ（当社が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含みます。）の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じます。

個人データの安全管理措置に関しては、社内規程において具体的に定めていますが、その内容は主として以下のとおりです。

安全管理措置に関するご質問については、お問い合わせ窓口までお問い合わせください。

(1) 基本方針の整備

個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等の遵守、安全管理措置に関する事項、お問い合わせおよび苦情処理の窓口等について策定し、必要に応じて見直しています。

(2) 個人データの安全管理に係る取扱規程の整備

取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等についての規程を整備し、必要に応じて見直しています。

(3) 組織的安全管理措置

- ・個人データの管理責任者等の設置
- ・就業規則等における安全管理措置の整備
- ・個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用
- ・個人データの取扱状況を確認できる手段の整備
- ・個人データの取扱状況の点検および監査体制の整備と実施
- ・漏えい事案等に対応する体制の整備

(4) 人的安全管理措置

- ・従業者との個人データの非開示契約等の締結
- ・従業者の役割
- ・責任等の明確化
- ・従業者への安全管理措置の周知徹底、教育および訓練
- ・従業者による個人データ管理手続の遵守状況の確認

(5) 物理的安全管理措置

- ・個人データの取扱区域等の管理
- ・機器および電子媒体等の盗難等の防止
- ・電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
- ・個人データの削除および機器、電子媒体等の廃棄

(6) 技術的安全管理措置

- ・個人データの利用者の識別および認証
- ・個人データの管理区分の設定およびアクセス制御

- ・個人データへのアクセス権限の管理
 - ・個人データの漏えい・毀損等防止策・個人データへのアクセスの記録および分析
 - ・個人データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録および分析
 - ・個人データを取り扱う情報システムの監視および監査
- (7) 委託先の監督 個人データの取扱いを委託する場合には、個人データを適正に取り扱っている者を選定し、委託先における安全管理措置の実施を確保するため、外部委託に係る取扱規程を整備し、定期的に見直しています。**
- (8) 外的環境の把握 個人データを取り扱う国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施しています。**

13. EEA（欧州経済領域）在住者の個人情報の取扱い

EEA（欧州経済領域）在住者の個人情報について、第三者提供先、委託先、共同利用先へ転送され、日本国またはEEA諸国外のサーバーに保存される場合があります。なお、これらの国は欧州委員会によるデータ保護の十分性の決定を受けておりませんが、当社は提供された個人データを十分な安全管理の下で適切に管理いたします。

14. 顧客情報統括管理責任者

当社における顧客情報（個人情報を含む）の統括管理責任者は以下のとおりです。

Mysurance 株式会社 プロダクトデザイン部担当役員

15. お問い合わせ窓口

当社の個人情報の取扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、下記連絡先にお問い合わせください。

なお、EEA（欧州経済領域）在住者の場合は、個人情報の取扱いに関する苦情の申し立てをEEA加盟国の監督機関へ行うことも可能です。

Mysurance 株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

E-mail：sys_cc@mysurance.co.jp

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会の会員事業者です。同協会では、会員事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）

TEL(フリーダイヤル)：0120-82-1144

FAX：03-3297-0755

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

受付日：月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

■特定個人情報の取扱い

当社における個人番号および特定個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

1. 個人番号および特定個人情報の適正な取得

当社は、適法かつ公正な手段によりお客さまの個人番号および特定個人情報を取得します。また、法令で定められた場合を除き、個人番号および特定個人情報の提供を求めことはありません。

（取得の方法の例）

- ・書面にご記入いただく方法または個人番号もしくは特定個人情報が記載された書面をご提出いただく方法 など

2. 個人番号および特定個人情報の取扱い、利用・第三者提供の範囲

当社では、取得した個人番号および特定個人情報を法令で限定された範囲内でのみ取り扱います。当社における利用、第三者提供の範囲は以下のとおりであり、その範囲外で、利用または第三者提供を行うことはありません。

(1) 法令に定められた以下の個人番号関係事務を行う場合

- ①保険取引等に関する支払調書等の作成事務
- ②報酬・料金、契約金および賞金の支払調書の作成事務
- ③不動産等取引に関する支払調書の作成事務
- ④その他法令に定められた個人番号関係事務

(2) 法令に基づき、以下の場合に利用を行うことがあります。

- ①激甚災害時等に保険金等の支払を行う場合
- ②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合

3. 安全管理措置に関する事項

当社は、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失ま

たはき損の防止その他、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

4. 個人番号および特定個人情報取扱いの委託

当社は、個人番号関係事務の一部を他の事業者へ委託することがあります。個人番号および特定個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

※個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、「開示等請求の手続き <https://www.mysurance.co.jp/privacy/procedure/>」をご覧ください。

お問い合わせ窓口

当社の個人番号および特定個人情報の取扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、下記連絡先にお問い合わせください。

Mysurance 株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

E-mail：sys_cc@mysurance.co.jp

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会の会員事業者です。同協会では、会員事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）

TEL(フリーダイヤル)：0120-82-1144

FAX：03-3297-0755

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

受付日：月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

1 1. 反社会的勢力への対応

当社は、「SOMPO グループ 反社会的勢力対応基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現します。

■反社会的勢力対応基本方針

SOMPO ホールディングスは、当社グループ（SOMPO ホールディングスおよび国内グループ会社をいいます。本基本方針においては以下同様とします。）が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、この基本方針を定めます。

SOMPO グループ 反社会的勢力対応基本方針

1. 業務方針

(1) 反社会的勢力との関係の遮断

当社グループは、反社会的勢力との取引を行わず、取引開始後に反社会的勢力であると判明したときも関係の遮断に向けて可能な限りの措置を講じます。

(2) 不当要求などへの組織的な対応

当社グループは、反社会的勢力から不当要求を受けたときは、組織として毅然と対応し、要求を拒絶します。

(3) 裏取引・利益供与の禁止

当社グループは、不祥事などを理由とする不当要求を受けたときも、裏取引を行うことなく要求を拒絶します。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する利益供与を行いません。

2. 業務内容および執行体制

当社グループは、法令・規制、事業・サービスの特性上適当でない場合を除き、反社会的勢力に適切に対応するため、次の取組みを行います。

(1) 反社会的勢力との取引等の特定

- ①当社グループは、その事業活動に際して国内で利用する約款・契約書等に暴力団排除条項を導入します。また、外部委託・業務提携を行う際には委託先・提携先における当該条項の導入状況を管理します。
- ②当社グループは、反社会的勢力に関するデータベースを整備し、事前審査・事後検証を通じた反社会的勢力との取引等の防止・排除に利用します。
- ③事前審査とは、取引開始前に、取引相手が反社会的勢力であるか否かを確認するために実施するものをいい、事後検証とは、取引開始後定期的に、取引相手が反社会的勢力であるか否かを検証するために実施するものをいいます。
- ④SOMPO ホールディングスは、当社グループが行う事前審査・事後検証の実施状況を管理します。
- ⑤当社グループは、各種サービスの提供、株主管理業務において不当要求の排除、利益供与の防止などのために反社会的勢力に関する管理を行います。

(2) 反社会的勢力との関係の遮断

- ①当社グループは、取引相手が反社会的勢力であると認めるときは、取引開始前にあっては取引謝絶など、取引開始後にあっては契約解除などの措置を講じて、反社会的勢力との関係を遮断します。
- ②当社グループは、反社会的勢力から不当な要求などを受けたときは、毅然と対応し、要求を拒絶します。
- ③当社グループは、関係の遮断、不当要求の拒絶に際し

ては、経営陣の関与のもと組織的に対応し、警察その他の外部専門機関と連携する一方で、反社会的勢力と対峙する役職員の安全を確保します。

(3) 反社会的勢力対応態勢の整備

- ①当社グループは、次の業務を所管する部署を設置します。
 - ア 反社会的勢力に関するデータベースの整備・活用
 - イ 反社会的勢力への対応に関する規程・マニュアルの整備（他部門のマニュアルへの反映を含みます）
 - ウ 警察その他の外部専門機関との連携態勢の整備
 - エ 暴力団排除条項の導入状況の管理
 - オ 事前審査・事後検証の実施状況の管理
 - カ 反社会的勢力への対応に関する役職員向け教育・研修の企画・実施
 - キ 反社会的勢力との取引の発生、反社会的勢力からの不当要求等の発生に係る情報集約
- ②上記の部署は、関係の遮断に伴い反社会的勢力の行動が予想されるとき、または反社会的勢力が不当な要求を行ったときは、次の業務を行います。
 - ア 経営報告の実施および対応方針の立案
 - イ 対応部署に対する支援（外部専門機関との連携の支援を含みます。）
 - ウ 関係する役職員に対する安全確保措置の実施・手配
- ③SOMPO ホールディングスは、上記の場合であって、複数のグループ会社が総合的な対応を行う必要があるときは、グループ会社間の連絡・調整を行います。

(4) 取締役会等への報告

当社グループは、経営に重大な影響を及ぼす反社会的勢力対応に係る事案が発生した場合は、速やかに取締役会等で対応方針を決定し、必要な対策を講じます。また、当社グループは、当該事案が経営に重大な影響を及ぼすおそれ、またはお客さまの利益を著しく阻害するおそれを認識した時点で、速やかにSOMPOホールディングスに報告します。

(5) 反社会的勢力対応基本方針実務要領

SOMPO ホールディングスは、この基本方針に沿って、事業特性等に応じてグループ各社に態勢整備を求める事項等を記載した「反社会的勢力対応基本方針実務要領」を必要に応じて策定し、グループ各社はこれを遵守します。

1 2. お客様の声対応

■「お客様の声」への対応

当社の全役職員は、お客様の声に対して、以下の「お客様の声対応の基本理念」および「お客様の声対応方針」をもって対応し、お客様の声を真摯に受け止め、誠実、迅速かつ適切に対応するとともに、お客様視点で自らの業務を捉え直すことで、事業活動の品質向上に活かしてまいります。

【お客様の声対応の基本理念】

お客様の声を真摯に受け止め、迅速・適切に対応するとともに、お客様第一をあらゆる業務の基点とし、積極的に企業活動に活かします。

【お客様の声対応方針】

1. お客様の声を感謝と誠意をもって積極的に受け止め、全ての部門において最優先の課題と認識して、公平・公正・迅速・適切かつ誠実にお客様の声に対応します。
2. お客様の声を通じて得られた個人情報、機密情報等の情報の機密保持を徹底します。
3. お客様の声に関する情報を適宜、適切に集計・分析し、広く開示し、透明性のあるお客様の声対応を実施します。
4. お客様の声を商品・サービス・業務運営の向上へ積極的に活かし、お客様の声対応管理態勢を継続的に向上します。

1 3. 指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく指定紛争解決機関である一般社団法人 日本少額短期保険協会との間で、紛争解決等業務の実施に関する手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、紛争解決支援機関として「少額短期ほけん相談室」を開設し、少額短期保険に関する様々なご相談、苦情、ご照会を受け付けており、公正かつ中立な立場から少額短期保険業者との和解の斡旋・解決支援を行っています。当社との間で問題が解決できない場合には、「少額短期ほけん相談室」に解決の申し立てを行うことができます。（一般社団法人 日本少額短期保険協会ホームページ：<https://www.shougakutanki.jp>）

少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）

TEL(フリーダイヤル)：0120-82-1144 FAX：03-3297-0755

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

受付日：月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

1. 保険の仕組み

保険は、偶然な事故により損失を受けた際に経済的補償を与えるという機能を持ち、個人の生活の安定を支える役割があります。また、保険は、偶然な事故に対する事後補償の機能のほか、安心を生み、新たな活動へ導き、社会経済全体を活性化する機能も持っています。

(1) 保険契約の性質

保険契約は、所定の事故による損害について保険金を支払うことを保険会社が約し、その対価として保険料を支払うことを保険契約者が約する契約です。双務かつ有償の契約であり、当事者の合意のみで成り立つ諾成契約の性質を持っていますが、ご契約を迅速かつ正確にお引受けするため、実務上は所定の加入申込画面よりお申込みいただき、ご契約成立時に契約内容確認証を発行しています。

(2) 保険料の仕組み

一般的な保険料は、純保険料（保険金の支払いに充てられる部分）と付加保険料（保険会社の運営や募集の経費に充てられる部分）から成り立っており、純保険料については、事故の発生頻度や損害額などの予想に基づいて厳正に算出し、財務局へ届出を行っています。

(3) 保険約款の内容

ご契約の内容や保険契約者、保険会社の双方の権利・義務などは、すべて普通保険約款および特約によって定められています。保険契約者と保険会社は、ともに保険約款に拘束され、保険金のお支払いの可否なども約款に基づいて決定されます。

2. 主な取扱商品（2024年7月1日現在）

スマホ保険

（1）特徴

5G 技術によるスマートフォン（以下「スマホ」）ユーザーのさらなる拡大やコンテンツの拡充による新たなスマホ活用シーンの広がり、スマホ所持率の増加など、スマホを取り巻く環境は大きく変化しています。このような環境においてお客さまに安心してスマホを活用してもらえるよう「いつでも」「手順」に加入できるスマホ保険を提供します。さらに、学生向けには SNS でのトラブルにも安心の学生スマホ保険をご用意しています。

丁寧かつスピーディーな対応を心がけており、事故対応満足度 94%（※）です。

（※）保険金を受け取ったお客さまへのアンケートで、「全体を通して保険金請求手続きには満足ですか」の質問に「満足」、「やや満足」と回答した割合（2024年2月時点）



（2）商品の概要

① スマホ保険

スマホ保険は、格安 SIM を利用するスマホ（※）を対象に、落として画面を割ってしまった場合や水没させてしまった場合などの修理費用などを補償します。「ライトプラン」「スタンダードプラン」の2種類からお選びいただけ、「ライトプラン」は画面割れなどの破損・汚損をカバーするシンプルな補償、「スタンダードプラン」は水濡れや盗難・紛失など、スマホのトラブルを幅広く補償しています。

お手続きは、加入から保険金請求まですべて WEB で完結でき、最短で、保険金請求手続きの翌日に保険金をお支払いします。

（※）当社が指定する購入後 1 年以内のスマホです。



② 学生スマホ保険

学生スマホ保険は、スマホ保険のスタンダードプラン・ライトプランに、学生（※）の方がスマホを利用し、SNS でのトラブルに遭った場合などに弁護士に無料で法律相談できるサービスをセットした商品です。

（※）学生とは、小・中・高・大学生、大学院生、専門学校生などをいいます。

宿泊キャンセル保険・旅行キャンセル保険、フライト遅延保険

(1) 特徴

① 宿泊キャンセル保険、旅行キャンセル保険

最近では宿泊施設の手配や予約をオンラインで取り扱う旅行会社（OnlineTravelAgent）で予約する機会も多くなってきました。オンラインによる予約により利便性が上がった一方で、予約時に依然としてあるユーザーの不安の一つに病気やケガなどで予約をキャンセルせざるを得なくなった場合にかかるキャンセル料の負担があります。

そこで、インターネット旅行予約サービス「Yahoo!トラベル」と連携し、ヤフープラン（国内宿泊）予約時に宿泊キャンセル保険を、ヤフープック（国内宿泊+航空券）の予約時に旅行キャンセル保険を提供し、一連の予約手続きの最適なタイミングで保険に簡単に加入することで、予約時における不安を解消します。

また、2023年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類に移行したことや、販売以降にお客さまから頂いた補償内容についての要望等をもとに、旅行需要を後押しし、お客さまに安心して旅行予約を行っていただけるよう補償内容を見直す商品改定を実施しました。

② フライト遅延保険

従来の飛行機の出発遅延や欠航を補償する保険は、実際に遅延等が生じた場合にはお客さまご自身で保険会社に対し遅延等の報告や保険金請求手続きを行う必要がありました。フライト遅延保険は、出発遅延や欠航となることが発表された時点で補償対象となる方に当社からご連絡します。また、保険金請求手続きに書類等は必要ありません。保険金はPayPay マネーまたは金融機関口座でお受け取りいただけ、PayPay マネーをご選択の場合は即時にお支払いします。これによって、空港の待ち時間に保険金を受け取ることも可能です。

「Yahoo!トラベル」と連携し、ヤフープック（国内宿泊+航空券）の予約時にフライト遅延保険に加入することができます。予約と連携しているため保険に簡単に加入できます。

(2) 商品の概要

① 宿泊キャンセル保険、旅行キャンセル保険

旅行の予約をキャンセルした場合にかかるキャンセル料を補償します。ご本人、同行者に係わる理由によるキャンセルのほか、ご家族の入院、通院、死亡によるキャンセルも補償対象で、キャンセル理由によって補償割合が異なります。また、予約をキャンセルする理由は人や状況によって異なるため、指定されたキャンセル理由以外の思いがけないキャンセルも幅広く補償します。

お支払いする保険金は保険金額（旅行代金）を限度に、キャンセル料にキャンセル理由に応じた補償割合を乗じた金額となります。

② フライト遅延保険

搭乗予定の航空機が、出発時刻から遡って24時間以内に2時間以上の出発遅延または欠航が発表されたことで発生した飲食代や交通費などの費用を定額でお支払いします。

お支払いする保険金 (片道1名につき)	遅延時間
10,000円	欠航または4時間以上
3,000円	2時間以上4時間未満

【加入申込画面】



- 宿泊キャンセル保険、旅行キャンセル保険、フライト遅延保険はいずれも Yahoo!トラベルでの一連の旅行予約手続き時に保険加入可能です。
- 予約情報と連携しているため、簡単に加入できます。
- 保険金は PayPay マネーでも受取可能です。

Travel キャンセル保険

(1) 特徴

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、行動制限の影響を受けて旅行需要が落ち込んでいましたが、ワクチン接種の拡大を受けて行動制限が徐々に緩和され、全国旅行支援の実施など旅行需要が回復する中で「新しい生活様式」が浸透し、旅行の予約方法や旅行形態などが多様化しています。一方で、依然としてあるユーザーの不安の一つが病気やケガなどで予約をキャンセルせざるを得なくなった場合にかかるキャンセル料の負担です。

このようなユーザーの不安を解消するため、Travel キャンセル保険は国内旅行予約をキャンセルした際にかかるキャンセル料の全額を補償し、旅行予約に安心を提供します。旅行代理店やインターネットでの予約をはじめ宿泊施設への直接予約など、予約方法を問わず加入できます。また、2023年5月に、旅行需要を後押しし、お客さまに安心して旅行予約を行っていただけるよう補償内容を見直す商品改定を実施しました。



国内パック旅行や格安航空券予約に
Travel キャンセル保険
旅行のキャンセル料を100%補償

保険料例(2泊3日、国内宿泊代金 3万円の場合)
保険料は 760 円

(2) 商品の概要

① Travel キャンセル保険

国内旅行の予約をキャンセルした場合にかかるキャンセル料を補償します。対象となる国内旅行は国内宿泊、国内ツアー、日帰りツアー、国内航空券予約です。

ご本人、同行者の入院・通院、感染症の発病などの理由によるキャンセルのほか、ご家族に係わる理由によるキャンセルも補償対象です。

② キャンセル補償付き国内旅行保険

本商品は、Travel キャンセル保険に損保ジャパンの「国内旅行傷害保険」を組み合わせた商品で、自宅を出発してから帰宅するまでの国内旅行中に、本人および同行者の思いがけないケガ、食中毒、熱中症により入院・通院・手術した場合などを補償します。

修学旅行キャンセル保険

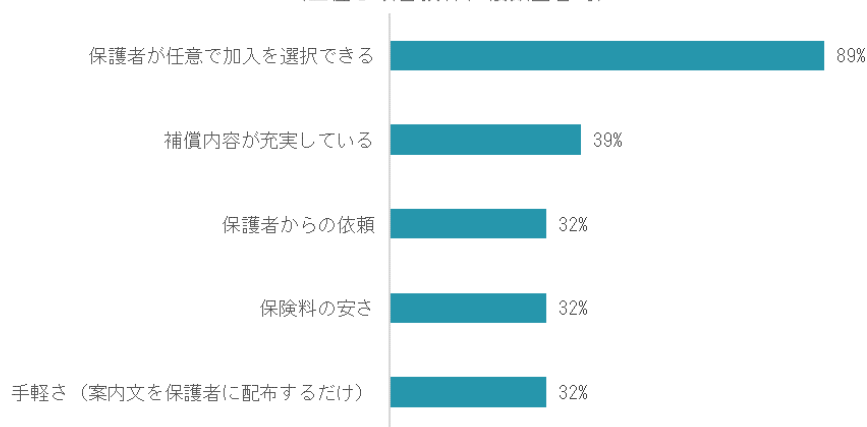
(1) 特徴

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、生徒にとってかけがえのない思い出となる修学旅行等の学校行事が中止・延期してしまうリスクが顕在化しました。このような学校単位で修学旅行等を中止・延期した場合に発生するキャンセル料については、学校単位で加入する保険が販売されていましたが、生徒個人の事情による不参加で発生するキャンセル料は補償の対象とならないケースもあり、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後も保護者が任意で加入できる保険を求める声が学校現場から寄せられていました。

修学旅行キャンセル保険はこのようなニーズに対応し、出発直前の生徒の病気やケガ、新型コロナウイルスの発病など、生徒個人のやむを得ない理由で修学旅行に参加できなかった場合に発生するキャンセル料を補償します。

本商品を採用した理由を教えてください。

(上位5項目抜粋、複数回答可)



出典：Mysurance「本商品の採用に関するアンケート（2023年7月12日～25日）」
調査対象：修学旅行キャンセル保険を採用いただいた学校

(2) 商品の概要

出発直前の生徒の病気やケガにより入通院した場合のキャンセルなど、幅広いキャンセル事由を補償の対象としています。(生徒本人にキャンセル事由が生じた場合に補償の対象となります。)

海外旅行キャンセル保険

(1) 特徴

2023年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2類から5類に移行したことや、検疫に伴う水際規制のハードルが下がったことを契機に、海外旅行需要の本格回復が期待されています。

また、観光庁が「アウトバウンドの本格的な回復に向けた政策パッケージ」を策定したことで、海外旅行を後押しする動きが活発になっています。一方で、Mysuranceで海外旅行のキャンセル事由について調査を行ったところ、「本人の病気・ケガの入院」「天候」「新型コロナウイルスへの感染」について、特に不安を感じている旅行者が多いことがわかりました。

このようなユーザーの不安を解消するため、旅行予約をキャンセルした際にかかるキャンセル料を保険金額を限度として全額補償し、旅行予約に安心を提供する海外旅行キャンセル保険を2023年9月から販売開始しました。



(2) 商品の概要

海外旅行の予約をキャンセルした場合にかかるキャンセル料を補償します。対象となる海外旅行は海外宿泊、海外ツアー（クルーズを含みます）、海外航空券予約です。お手頃な「シンプルプラン」と、充実した補償内容の「ワイドプラン」の2プランからお選びいただけ、シンプルプランでは、ご本人、同行者の入通院、交通機関の遅延欠航などによるキャンセルを補償対象とし、ワイドプランでは、旅行日程内に参加することを予定していたイベントの中止、感染症の発病などによる旅行をキャンセルした場合なども含めて幅広く補償します。また、保険金額を最大100万円まで設定いただけます。

愛車 PROTECT トヨタのミニ車両保険

(1) 特徴

自動車保険は、車の事故によるさまざまな損害を補償し、ドライバーの安心・安全なカーライフをサポートする保険として、世の中に広く普及していますが、こすり傷や凹み傷等のいわゆる小損害事故時には、車両保険を使用することで自動車保険の等級がダウンし、次年度以降の保険料が上がることから、車両保険を使用せずに自己負担で修理するケース、または修理そのものをあきらめるケースがありました。そこで、「愛車だからこそ、等級を気にせず修理してほしい」「愛車にキレイに乗り続けてほしい」という思いから、万一の事故時には最大 10 万円を補償し、自動車保険の等級に影響しない商品として愛車 PROTECT を開発しました。

愛車 PROTECT は、Peer to Peer という仕組みを活用し、新車購入者の集団を形成して、保険事故が発生した場合はこの集団（Pool）から保険金をお支払いします。保険料は、前月の保険金支払総額と加入契約数によって算出し、毎月変動します。また、「お客さまと販売店」の新たなコミュニティを創造するため、保険契約者である販売店が保険料の一部を負担することができる仕組みを構築しました。



(2) 商品の概要

自損事故や車同士の事故に加え、飛び石やいたずら傷など、車両保険の一般条件と同等の幅広い補償内容で、1 事故あたり最大 10 万円を補償します。保険料は、前月の保険金支払総額と加入契約数によって算出し、毎月変動します。

（注）保険料上限額が設定されているため、毎月の保険料は一定金額以内に収まる仕組みとなっています。

スマート賃貸火災保険

(1) 特徴

家財保険は賃貸住宅の入居時に賃貸借契約の期間に合わせて保険料は2年一括払い、書面による加入手続きが必要となる商品が一般的ですが、賃貸住宅入居者の経済的負担や加入手続きの負担なく家財保険に加入でき、入居期間中の万一の事故に備えて安心・安全に暮らせる社会の実現を目指すため、保険料は家計にやさしい月払い、インターネットによる手続きで書類の準備も不要、24時間365日お手続き可能な「デジタル完結型 家財保険」のスマート賃貸火災保険を提供します。



(2) 商品の概要

本商品は、「家財の補償」「借りているお部屋に関する補償」「第三者に対する賠償事故の補償」から構成されています。

Mysuranceが提供する「家財の補償」と「借りているお部屋に関する補償」に損保ジャパンが提供する「第三者に対する賠償事故の補償」を組み合わせた商品です。組み合わせ内容はプランにより異なります。

火災保険 全保連月払プラン

(1) 特徴

不動産賃貸借契約時においては、賃貸借保証委託契約と火災保険を対面で手続きすることが一般的でしたが、長引く新型コロナウイルス等の影響により、入居者と不動産管理会社の双方から非対面での手続き完結を求める声が増加してまいりました。当社では、家賃債務保証会社である全保連株式会社と連携し、非対面ニーズに応えるだけでなく、賃貸関連事務の効率化などを実現化した新家賃保証システム「Z-value」を開発し、入居者自身のスマートフォンで賃貸保証委託契約と火災保険契約を同時に可能とする仕組みを構築しました。



(2) 商品の概要

本商品は、「家財の補償」「借りているお部屋に関する補償」「第三者に対する賠償事故の補償」から構成されています。

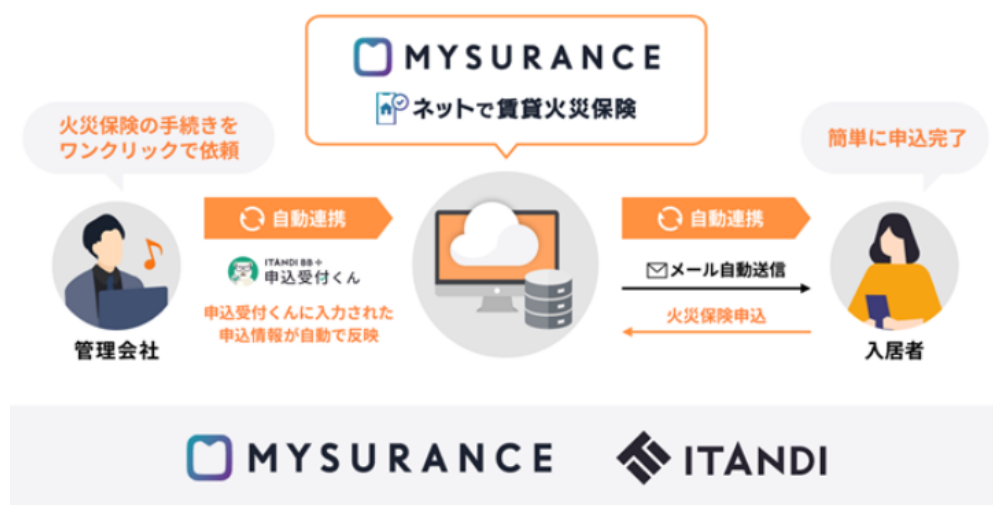
Mysurance が提供する「家財の補償」と「借りているお部屋に関する補償」に損保ジャパンが提供する「第三者に対する賠償事故の補償」を組み合わせた商品です。

ネットで賃貸火災保険

(1) 特徴

一般的な賃貸借契約では、賃貸住居の入居契約時に行う火災保険の申込が書面による手続きのため、入居者は何度も同じ情報を記載する必要があるほか、管理会社には事務負担が発生しています。また、多くの場合、2年ごとに更新手続きも必要になるため、入居者および管理会社にとって火災保険の面倒な手続きが課題となっています。

当社はこの課題を解決するために、1年ごとに契約を自動継続する賃貸入居者向け火災保険「ネットで賃貸火災保険」を、イタンジが提供する不動産関連 WEB 申込受付システム「申込受付くん」と連携しました。



(2) 商品の概要

本商品は、「家財の補償」「借りているお部屋に関する補償」「第三者に対する賠償事故の補償」から構成されています。

Mysurance が提供する「家財の補償」と「借りているお部屋に関する補償」に損保ジャパンが提供する「第三者に対する賠償事故の補償」を組み合わせた商品です。

1. 直近の事業年度における業務の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料

(単位：千円)

区分	2022年度	2023年度
火災保険	1,204	10,341
傷害保険	-	-
費用・利益保険	617,277	705,957
合計	618,481	716,299

※正味収入保険料とは、元受正味保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものをいいます。

② 元受正味保険料

(単位：千円)

区分	2022年度	2023年度
火災保険	31,493	103,415
傷害保険	-	-
費用・利益保険	617,277	836,251
合計	648,770	939,666

※元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

③ 支払再保険料

(単位：千円)

区分	2022年度	2023年度
火災保険	30,418	93,486
傷害保険	-	-
費用・利益保険	-	140,274
合計	30,418	233,761

※支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金およびその他再保険収入を控除したものをいいます。

④ 保険引受利益

(単位：千円)

区分	2022年度	2023年度
火災保険	△ 23,549	△ 49,753
傷害保険	-	14
費用・利益保険	△ 411,095	△ 393,674
合計	△ 434,644	△ 443,413

※保険引受利益とは、経常利益から保険引受以外に係る収支を控除したものをいいます。

⑤ 正味支払保険金

(単位：千円)

区分	2022年度	2023年度
火災保険	3,416	4,999
傷害保険	-	-
費用・利益保険	237,043	335,275
合計	240,460	340,274

※正味支払保険金とは、元受正味保険金から出再契約の回収再保険金を控除したものをいいます。

⑥ 元受正味保険金

(単位：千円)

区分	2022年度	2023年度
火災保険	20,037	30,881
傷害保険	-	-
費用・利益保険	237,043	376,657
合計	257,081	407,539

※元受正味保険金とは、元受契約の支払保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

⑦ 回収再保険金

(単位：千円)

区分	2022年度	2023年度
火災保険	16,620	25,882
傷害保険	-	-
費用・利益保険	-	41,381
合計	16,620	67,264

(2) 保険契約に関する指標等

① 契約者配当金の額

該当ありません。

② 正味損害率、正味事業費率及び正味合算率

区分	2022年度			2023年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率
火災保険	283.7%	1,908.2%	2,191.9%	48.3%	512.4%	560.7%
傷害保険	-	-	-	-	-	-
費用・利益保険	38.4%	116.4%	154.8%	47.4%	99.1%	146.5%
合計	38.8%	119.9%	158.7%	47.5%	105.1%	152.6%

※正味損害率＝正味支払保険金÷正味収入保険料

※正味事業費率＝正味事業費÷正味収入保険料

※正味合算率＝正味損害率＋正味事業費率

※正味事業費＝事業費－再保険手数料

③ 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

区分	2022年度			2023年度		
	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率
火災保険	87.2%	152.5%	239.7%	41.8%	117.9%	159.7%
傷害保険	-	-	-	-	-	-
費用・利益保険	43.2%	125.0%	168.2%	48.3%	98.2%	146.5%
合計	45.2%	126.2%	171.4%	47.6%	100.3%	147.9%

※発生損害率＝出再控除前の発生損害額÷出再控除前の既経過保険料

※事業費率＝元受事業費÷出再控除前の既経過保険料

※合算率＝発生損害率＋事業費率

※出再控除前の発生損害額＝元受正味保険金＋出再控除前の支払備金積増額

※出再控除前の既経過保険料＝元受正味保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

④ 出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

区分	2022年度	2023年度
出再先保険会社の数	2社	3社
出再保険料の上位5社の割合	100%	100%

⑤ 出再先保険料の格付ごとの割合

区分	2022年度	2023年度
Aー以上	100%	100%
BBB以上	-	-
その他	-	-
合計	100%	100%

※S&P 社および日本格付研究所の格付を使用しています。

※各年度末時点の格付情報を使用しています。

⑥ 未収再保険金の額

(単位：千円)

区分	2022年度	2023年度
火災保険	4,139	11,842
傷害保険	-	-
費用・利益保険	-	11,852
合計	4,139	23,694

(3) 経理に関する指標等

① 支払備金

(単位：千円)

区分	2022年度	2023年度
火災保険	519	1,396
傷害保険	-	-
費用・利益保険	33,602	24,015
合計	34,122	25,411

② 責任準備金

(単位：千円)

区分	2022年度	2023年度
火災保険	665	1,884
傷害保険	26	11
費用・利益保険	89,273	163,227
合計	89,965	165,124

③ 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高
該当ありません。

④ 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	正味既経過保険料×1%	
経常損失の増加	2022年度	2023年度
	5,764千円	6,627千円

(4) 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

(単位：千円)

区分	2022年度		2023年度	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金	839,491	66.7%	711,047	60.0%
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
運用資産計	839,491	66.7%	711,047	60.0%
その他	418,973	33.3%	474,440	40.0%
総資産	1,258,464	100.0%	1,185,487	100.0%

② 利息配当収入の額及び運用利回り

該当ありません。

③ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

該当ありません。

④ 保有有価証券利回り

該当ありません。

⑤ 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当ありません。

(5) 責任準備金の残高の内訳

(単位：千円)

区分	普通責任 準備金	異常危険 準備金	契約者配当 準備金	合計
火災保険	1,438	445	—	1,884
傷害保険	—	11	—	11
費用・利益保険	116,257	46,970	—	163,227
合計	117,696	47,427	—	165,124

2. 計算書類

当社は、保険業法第 272 条の 17 の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、2023 年度（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書等について、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、E Y 新日本有限責任監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

科目	2022 年度 (2023 年 3 月 31 日現在) 金額	2023 年度 (2024 年 3 月 31 日現在) 金額
(資産の部)		
現金及び預貯金	839,491	711,047
預貯金	839,491	711,047
代理店貸	36,269	60,379
共同保険貸	84	178
再保険貸	11,734	60,649
未収保険料	16,321	30,271
その他資産	168,325	133,884
預託金	4,888	4,888
前払費用	38,969	18,553
未収入金	124,467	110,442
繰延税金資産	168,237	149,075
供託金	18,000	40,000
資産の部合計	1,258,464	1,185,487

(単位：千円)

科目	2022 年度 (2023 年 3 月 31 日現在) 金額	2023 年度 (2024 年 3 月 31 日現在) 金額
(負債の部)		
保険契約準備金	124,087	190,535
支払備金	34,122	25,411
責任準備金	89,965	165,124
代理店借	9,304	17,029
共同保険借	241	558
再保険借	12,023	69,425
その他負債	44,633	106,638
未払法人税等	2,830	2,394
未払金	41,548	90,053
その他の負債	254	14,190
負債の部 合計	190,290	384,187
(純資産の部)		
資本金	2,075,000	2,075,000
資本剰余金	2,075,000	2,075,000
資本準備金	2,075,000	2,075,000
利益剰余金	△ 3,081,826	△ 3,348,700
その他利益剰余金	△ 3,081,826	△ 3,348,700
繰越利益剰余金	△ 3,081,826	△ 3,348,700
株主資本合計	1,068,173	801,299
純資産の部 合計	1,068,173	801,299
負債及び純資産の部合計	1,258,464	1,185,487

【2023 年度貸借対照表に関する注記】

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

なお、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

また、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産中の前払費用に計上し、5年間で均等償却しております。

(2) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法施行規則第211条の46の規定に基づき算出した金額を計上しております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の計上

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 149,075 千円

② その他の情報

後記「7. 税効果会計に関する注記(2)グループ通算制度の適用に関する事項」に記載のとおり、減価償却超過額の影響等による繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の金額は、スケジューリング可能な将来減算一時差異の金額に法定実効税率を乗じて算出しております。当該見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権 115,602 千円

関係会社に対する金銭債務 8,137 千円

4. 支払備金の内訳

支払備金（出再支払備金控除前） 40,859 千円

同上に係る出再支払備金 15,447 千円

差引 25,411 千円

5. 責任準備金の内訳

普通責任準備金（出再責任準備金控除前） 148,544 千円

同上に係る出再責任準備金 30,847 千円

差引（イ） 117,696 千円

その他責任準備金（ロ） 47,427 千円

計（イ+ロ） 165,124 千円

6. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、借入による資金調達は予定しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	711,047	711,047	-
供託金	40,000	40,000	-
未収入金	110,442	110,442	-
資産計	861,490	861,490	-
未払金	90,053	90,053	-
負債計	90,053	90,053	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

○現金及び預貯金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

○供託金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

○未収入金

1年以内の短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

○未払金

1年以内の短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

税務上の繰越欠損金	501,143 千円
減価償却超過額	141,946 千円
支払備金	2,433 千円
責任準備金	13,152 千円
その他	5,599 千円
繰延税金資産 小計	664,275 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 501,143 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 14,056 千円
評価性引当額 小計	△ 515,199 千円
繰延税金資産 合計	149,075 千円

(2) グループ通算制度の適用に関する事項

当社は、グループ通算制度を適用しております。

これに伴い、法人税および地方法人税ならびに税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。

8. 1株当たりの純資産額

193,084 円 23 銭

9. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：千円)

科目	年度	2022年度 (2022年4月1日～ 2023年3月31日) 金額	2023年度 (2023年4月1日～ 2024年3月31日) 金額
経常収益		715,810	1,260,681
保険料等収入		709,752	1,171,232
保険料		675,144	982,975
再保険収入		34,607	188,256
その他経常収益		6,057	89,449
経常費用		1,147,351	1,617,884
保険金等支払金		313,874	684,610
保険金等		257,081	407,539
解約返戻金等		26,057	42,706
その他返戻金		316	602
再保険料		30,418	233,761
責任準備金等繰入額		71,007	66,448
支払備金繰入額(△は戻入)		10,395	△8,710
責任準備金繰入額		60,612	75,158
事業費		759,514	863,587
営業費及び一般管理費		756,131	860,495
税金		3,383	3,092
その他経常費用		2,954	3,238
経常利益(又は経常損失)		△ 431,541	△ 357,203
特別損失		—	—
税引前当期純利益		△ 431,541	△ 357,203
法人税及び住民税		△ 120,623	△ 109,490
法人税等調整額		13,616	19,161
法人税等合計		△ 107,007	△ 90,328
当期純利益(又は当期純損失)		△ 324,533	△ 266,874

【2023 年度損益計算書に関する注記】

1. 収益及び費用に関する内訳

(1) 正味収入保険料

保険料、再保険返戻金及びその他再保険収入の合計額	993,370 千円
再保険料及び解約返戻金等の合計額	277,071 千円
差引	716,299 千円

(2) 正味支払保険金

保険金等	407,539 千円
回収再保険金	67,264 千円
差引	340,274 千円

(3) 支払備金繰入額（△は戻入）

支払備金繰入額（出再支払備金控除前）	2,062 千円
同上に係る出再支払備金繰入額	10,772 千円
差引	△ 8,710 千円

(4) 責任準備金繰入額

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	79,430 千円
同上に係る出再責任準備金繰入額	25,797 千円
差引（イ）	53,633 千円

その他責任準備金繰入額（ロ）	21,525 千円
計（イ+ロ）	75,158 千円

2. 関係会社との取引高

関係会社との取引による収益総額	199,770 千円
関係会社との取引による費用総額	178,307 千円

3. 関連当事者との取引に関する事項

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目/期末残高 （千円）
親会社	損害保険ジャパン（株）	（被所有）直接 100.00%	共同事業者	共同事業に関する費用負担 （注1）	85,471	前受収益/4,862
		間接 0.00%	代理店	代理店手数料 収入 （注2）	3,763	-
親会社	SOMPOホールディングス（株）	（被所有）直接 0.00% 間接 100.00%	通算 子会社	グループ通算 制度に伴う 受取予定額 （注3）	110,535	未収入金/110,535

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注）1. 共同事業費用負担額は、共同事業の内容等を勘案して交渉の上で決定しております。
2. 代理店手数料率は、業務内容等を勘案して交渉の上で決定しております。
3. 受取予定額については、法人税法に規定する通算税効果額に基づいて決定しております。

4. 1株当たりの当期純損失

64,307 円 3 銭

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 株主資本等変動計算書

2022年度(2022年4月1日~2023年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	2,075,000	2,075,000	2,075,000	-
当期変動額				
新株の発行	-	-	-	-
当期純損失	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	2,075,000	2,075,000	2,075,000	-

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△ 2,757,292	△ 2,757,292	1,392,707	1,392,707
当期変動額				
新株の発行	-	-	-	-
当期純損失	△ 324,533	△ 324,533	△ 324,533	△ 324,533
当期変動額合計	△ 324,533	△ 324,533	△ 324,533	△ 324,533
当期末残高	△ 3,081,826	△ 3,081,826	1,068,173	1,068,173

2023年度（2023年4月1日～2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	2,075,000	2,075,000	2,075,000	-
当期変動額				
当期純損失	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	2,075,000	2,075,000	2,075,000	-

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△ 3,081,826	△ 3,081,826	1,068,173	1,068,173
当期変動額				
当期純損失	△ 266,874	△ 266,874	△ 266,874	△ 266,874
当期変動額合計	△ 266,874	△ 266,874	△ 266,874	△ 266,874
当期末残高	△ 3,348,700	△ 3,348,700	801,299	801,299

【2023年度株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

区分	当期首 株式数	当期 増加株式数	当期 減少株式数	当期末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,150	-	-	4,150
合計	4,150	-	-	4,150

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	年度	2022年度 (2022年4月1日～ 2023年3月31日) 金額	2023年度 (2023年4月1日～ 2024年3月31日) 金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益 (△は損失)		△ 431,541	△ 357,203
支払備金の増加額 (△は減少)		10,395	△ 8,710
責任準備金の増加額 (△は減少)		60,612	75,158
代理店貸の増加額 (△は増加)		△ 33,184	△ 38,060
再保険貸の増加額 (△は増加)		△ 11,734	△ 48,914
その他資産 (除く投資活動関連、財務 活動関連) の増減額 (△は増加)		△ 2,128	△ 1,593
代理店借の増加額 (△は減少)		7,182	7,725
再保険借の増加額 (△は減少)		12,023	57,402
その他負債 (除く投資活動関連、財務 活動関連) の増減額 (△は減少)		6,984	62,321
小 計		△ 381,391	△ 251,873
法人税等の支払額		198,631	123,430
営業活動によるキャッシュ・フロー		△ 182,760	△ 128,443
投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー		—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△ 182,760	△ 128,443
現金及び現金同等物の期首残高		1,022,252	839,491
現金及び現金同等物の期末残高		839,491	711,047

【2023年度キャッシュ・フロー計算書に関する注記】

1. 現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表の現金及び預貯金の金額であります。
2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3. ソルベンシー・マージン比率

(単位：千円)

	2022 年度	2023 年度
(A) ソルベンシー・マージン総額	1,094,076	848,727
① 純資産の部の合計額（繰延資産等控除後の額）	1,068,173	801,299
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	25,902	47,427
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券評価差額（税効果控除前） （99%又は100%）	—	—
⑥ 土地の含み損益（85%又は100%）	—	—
⑦ 契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	—	—
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	—	—
(B) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2+R_2^2]+R_3+R_4}$	104,249	118,512
保険リスク相当額	100,590	114,521
R1 一般保険リスク相当額	97,842	112,176
R4 巨大災害リスク相当額	2,747	2,345
R2 資産運用リスク相当額	8,652	8,293
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	8,394	7,110
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	140	576
再保険回収リスク相当額	117	606
R3 経営管理リスク相当額	3,277	3,684
(C) ソルベンシー・マージン比率 (A) / {(1/2) × (B)}	2,098.9%	1,432.3%

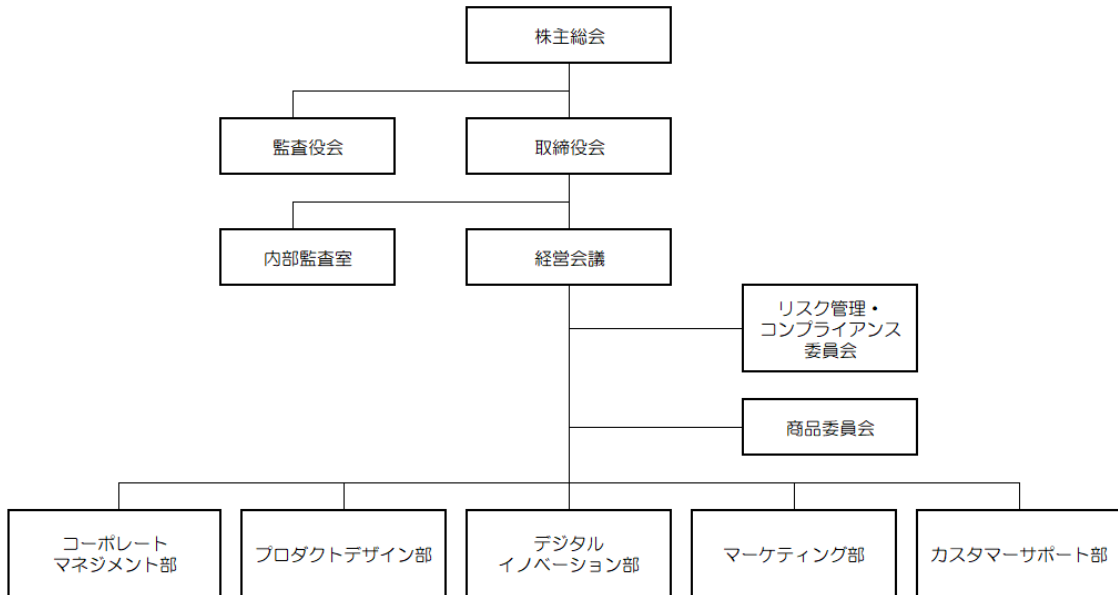
＜ソルベンシー・マージン比率とは＞

- ・少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上記の（B））に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：左記の（A））の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上記の（C））です。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険（一般保険リスク）：
 - 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
 - ② 資産運用上の危険（資産運用リスク）：
 - 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ③ 経営管理上の危険（経営管理リスク）：
 - 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～② および④以外のもの
 - ④ 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：
 - 通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
- ・「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、少額短期保険業者の純資産、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に活用する客観的な判断指標の1つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

4. 時価情報等

- (1) 有価証券
該当ありません。
- (2) 金銭の信託
該当ありません。

1. 当社の組織（2024年7月1日現在）



2. 株主・株式の状況（2024年7月1日現在）

(1) 株式数

発行可能株式総数 10千株

発行済株式の総数 4,15千株

(2) 株主数

1名

(3) 主要な株主の状況

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
損害保険ジャパン株式会社	4,15千株	100%

3. 役員の状況（2024年7月1日現在）

氏名	地位及び担当	その他（兼任の状況等）
桐山 正弘	代表取締役	-
高橋 明生	取締役	-
横関 寿	取締役	-
勝澤 誠	常勤監査役	SOMPOケア株式会社 監査役（非常勤）
西脇 芳和	監査役（社外）	公益財団法人SOMPO美術財団 専務理事（兼）SOMPO美術館館長 帝国繊維株式会社 監査役（社外）
齋藤 仁	監査役（社外）	公益財団法人SOMPO福祉財団 専務理事 筑波銀行株式会社 取締役（社外）

Mysurance株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

URL <https://www.mysurance.co.jp/>